

議案第 2 4 号

天理市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
天理市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正し
ようとする。

平成21年 3 月 6 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
天理市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成元年 3 月天理市条例
第11号）の一部を次のように改正する。

別表病院勤務手当の項及び検査技師手当の項を削り、同表夜間看護手当の項
中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。